

○名古屋大学共同研究受入要項

(令和2年12月18日名大要項)

改正 令和5年12月5日 名大要項 令和6年2月5日 名大要項

第1 趣旨

東海国立大学機構共同研究規程（令和2年度機構規程第83号。以下「規程」という。）第4条及び第5条の規定に基づく共同研究の受入に係る手続き、第9条第1項の規定に基づく研究料の額、第10条第2項第2号の規定に基づく施設利用料の金額、第10条第3項の規定に基づく産学連携推進経費の金額並びに第20条の規定に基づく共同研究の中止又は期間の延長に係る手続きに関し必要な事項は、この要項の定めるところによる。

[東海国立大学機構共同研究規程（令和2年度機構規程第83号。以下「規程」という。）第4条]
[第5条] [第9条第1項]

第2 定義

この要項に掲げる用語の定義は、規程に定めるところによる。

第3 受入れを決定する者

規程第4条の規定に基づく受入決定権者は、当該共同研究の研究代表者が所属する部局の長（以下「部局長」という。）とする。

[規程第4条]

第4 受入れの決定

- 1 部局長は、共同研究者から共同研究申請書の提出があった場合は、支障がないと認められるときは、受入れの決定を行う。
- 2 2以上の部局にわたって行われる共同研究の受入れの決定については、研究代表者の所属する部局長が関係部局の長と協議のうえ判断する。

第5 受入れ決定の通知等

部局長は、共同研究の受入れを決定したときは、契約責任者（分任契約責任者を含む。以下同じ。）及び共同研究者に対し決定の内容を通知する。

第6 研究料

- 1 規程第9条第1項の規定に基づく研究料の額は、1人につき、共同研究の実施期間が6カ月を超える場合は440,000円とし、6カ月以内の場合は220,000円とする。
[規程第9条第1項]
- 2 共同研究の実施期間が1年を超える場合には、2年目以降においても前項に規定する研究料を課する。

第7 施設利用料

- 1 規程第10条第2項第2号の規定に基づく施設利用料の金額は、次に掲げる料金表のとおりとする。この場合において、施設利用料には光熱水料を含むものとする。

【料金表】

貸与施設面積	施設利用料（月額）
20 m ² 以上 30 m ² 未満	160,000 円
30 m ² 以上 40 m ² 未満	180,000 円
40 m ² 以上 50 m ² 未満	200,000 円
50 m ² 以上 60 m ² 未満	220,000 円
60 m ² 以上 70 m ² 未満	240,000 円
70 m ² 以上 80 m ² 未満	260,000 円

[規程第10条第2項第2号]

- 2 施設利用料について、日割り計算は行わないものとする。

第8 産学連携推進経費

- 1 規程第10条第3項の規定に基づく産学連携推進経費の金額は、教員共同研究参画経費（知の価値分）及び間接経費の合計額とする。ただし、共同研究者との協議により、別に定める経費を加えることができる。

[規程第10条第3項]

- 2 教員共同研究参画経費（知の価値分）は、規程第10条第2項第1号に定める産学連携推進経費のうち、直接経費で人件費を計上しない研究代表者又は研究担当者の人件費相当額とする。

[規程第10条第2項第1号]

- 3 教員共同研究参画経費（知の価値分）の金額等は、別に定める。
- 4 間接経費は、規程第10条第2項第1号に定める産学連携推進経費のうち、教員共同研究参画経費（知の価値分）以外に必要な経費とし、次に掲げる経費の合計額の30%とする。

[規程第10条第2項第1号]

(1) 直接経費

(2) 施設利用料

(3) 教員共同研究参画経費（知の価値分）

- 5 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる経費の合計額が300,000円以下の場合は、間接経費の金額は、90,000円とする。

第9 研究の中止又は期間の延長

- 1 研究代表者は、天災その他研究遂行上やむを得ない理由により、共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、遅滞なく部局長に申し出なければならない。
- 2 部局長は、前項の申出に基づき、共同研究者と協議のうえ支障がないと認められるときは、第4の規定に準じた手続きを経た後、契約責任者に通知する。
- 3 前項により研究期間の延長の通知を受けた契約責任者は、共同研究者との間で変更契約を締結する。

第10 雑則

この要項に定めるもののほか、共同研究受入に関し必要な事項は、部局長が定める。

附 則

この要項は、令和2年12月18日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和5年12月5日 名大要項)

この要項は、令和5年12月5日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和6年2月5日 名大要項)

この要項は、令和7年4月1日から実施する。